

別表

1 ゼロカーボン促進事業 (「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」の登録を受けている事業者に限る)		
番号	項目	内容
1	太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備（ソーラーカーポートを除く。）の設置
2	電気自動車及び燃料電池自動車の導入	電気自動車（ソーラーカーポートの導入と併せて行うものは除く。）及び燃料電池自動車の導入
3	再生可能エネルギー関連製品のリサイクルの促進	<p>ア 専ら太陽光パネルをリサイクルするための装置の設置 太陽光パネルのリサイクル工程における、ガラス、セル及びフレームの分離を行い、素材ごとのリサイクルの高度化を図るための装置の設置。</p> <p>イ 専ら蓄電池をリサイクルするための装置の設置 蓄電池のリサイクル工程における、放電、熱処理等の事前処理及び破碎、分離、化学処理等により、有用金属を高純度でリサイクルするための装置の設置。</p> <p>ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
2 環境保全事業 (番号14から19の項目については「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」の登録を受けている事業者に限る)		
番号	項目	内容
1	大気汚染防止	<p>ア ばい煙を処理するための装置の設置 集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集若しくは音波凝集の方法によるもの）、硫黄酸化物又は窒素酸化物その他有害物質の処理装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ ばい煙の排出を低減するための装置の設置及び改造 有害物質の処理装置の設置（洗浄、吸収、中和又は吸着の方法によるもの）、バーナーの改造及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>ウ 揮発性有機化合物を処理するための装置の設置 燃焼処理装置、凝縮回収装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>エ 揮発性有機化合物の排出及び飛散を抑制するための改造 使用溶剤の非揮発性有機化合物化に伴う施設の改造、密閉化等の蒸発防止策に伴う施設の改造及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>オ 粉じんを処理するための装置の設置及び改造 集じん又は除じん装置の設置、散水・被覆又は密閉により粉じんの発生を防止するための施設の改造及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>カ アからオまでの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>

2	水質汚濁防止	<p>ア 汚水処理装置の設置 中和、pH 調整、酸化、還元、浮上分離、沈降分離、凝集分離、ろ過、活性炭吸着、活性汚泥法、生物膜法、嫌気処理法、イオン交換法、窒素・りんの除去又は滅菌により処理する装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 地下水汚染の未然防止のための装置の設置及び改造 有害物質を使用又は貯蔵する施設における、施設本体の床面及び周囲を不浸透性の構造とするための改造、防液堤等の設置の工事、漏えいを検知する装置の設置、地下貯蔵施設若しくは地下配管等を地上施設化するための改造</p> <p>ウ アの附属設備の設置</p> <p>エ ア及びイの設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
3	地質汚染対策	<p>ア 地下水及び土壌中の気体の汚染除去装置の設置 曝気処理、活性炭処理装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ アの附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p> <p>ウ 汚染土壌の除去等 原位置浄化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化及びその他知事が適当と認めるもの（掘削による除去を除く）</p>
4	地盤沈下防止	<p>ア 用水を地下水から工業用水等に転換する装置の設置 用水管、受着水槽、貯水槽、冷却塔、冷凍機、ろ過装置、沈殿装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 天然ガスかん水を地下に還元する装置の設置 還元井、用水還元管、水処理施設の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>ウ ア及びイの附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
5	騒音・振動防止	<p>ア 騒音を防止するための施設及び装置の設置 遮音壁（通常の工場建築物を構成する部分を除きもっぱら騒音防止の用に供するもの）、消音器の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 振動を防止するための施設及び装置の設置 つり基礎の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>ウ ア及びイの附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
6	悪臭防止	<p>ア 悪臭物質の処理装置の設置 熱分解、洗浄、吸収、中和、吸着、イオン交換、酸化、還元、電気捕集又は化学的処理等により処理するもの及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 悪臭物質を密閉するための施設の設置</p> <p>ウ ア及びイの附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>

7	化学物質汚染等防止	<p>ア 化学物質の処理装置の設置</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条に規定する第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に基づき指定される重点管理物質を製造又は使用する施設における当該物質の蓄熱燃焼装置、直接燃焼装置、吸着装置の設置及びその他知事が相当と認めるもの</p> <p>イ アの附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
8	フロン類等排出削減対策	<p>ア フロンの処理装置の設置</p> <p>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき製造等が規制される特定フロン等の化学物質を取り扱う施設における当該化学物質の密閉装置、回収装置、減量化装置、再生装置又は当該化学物質を使用する設備の代替設備の設置及びその他知事が相当と認めるもの</p> <p>イ アの附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
9	アスベスト対策	<p>アスベスト除去工事</p> <p>封じ込め工事、囲い込み工事を除き、性能復旧工事、廃アスベスト処分及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく事前調査を含む。</p>
10	自動車環境対策	<p>ア 低公害車の導入</p> <p>（ア）自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がB、D、H、N、P、R、5、6のいずれかのもの（乗用車を除く）</p> <p>（イ）ディーゼル車であって、自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がL、M、Q、S、T、3、4、7のいずれかのもの（乗用車を除く）</p> <p>（ウ）天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車</p> <p>（エ）自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がD、L、M、R、3、4、5、6、7（L、M、3、4、7にあつては、ディーゼル車に限る）のいずれかであり、かつ、2020年度燃費基準達成の乗用車（なお、福祉車両等の改造により燃費基準が適用されなくなったものについては、改造前の車両が前述の基準を満たすもの）</p> <p>（オ）自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がFであるもの</p> <p>（カ）自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目が2であるもの（二輪車を除く）</p> <p>イ 低公害車用燃料等供給設備の設置</p> <p>（ア）天然ガス等の低公害車用の燃料等供給設備の設置</p> <p>（イ）（ア）の附属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p> <p>ウ 粒子状物質減少装置の装着</p> <p>知事が指定する粒子状物質減少装置の装着</p> <p>エ エコドライブ管理装置の設置</p> <p>警告等により運転者のエコドライブを支援する装置、運行時間・速度・走行距</p>

		離等の情報を取得できる装置、車載器の情報により事業所用機器でエコドライブの出力結果を診断する装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの
1 1	環境管理システム認証取得の促進	環境管理システム認証取得 ISO14001、JISQ14001、エコアクション21及びその他知事が適当と認めるものの認証の取得
1 2	容器包装廃棄物再商品化の促進	再商品化専用装置の設置 (ア) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第7項に規定する特定分別基準適合物の再商品化専用装置の設置 (イ) (ア)の付属設備の設置及び設置工事(作動する上で必要なものに限る)
1 3	敷地緑化の促進	敷地緑化工事 敷地面積が1000㎡以上である工場又はその他の事業場において、千葉県自然環境保全条例(昭和48年条例第1号)に基づく緑化協定実施要綱に定める緑化の方法に準じて実施する敷地緑化工事
1 4	再生可能エネルギーの利用促進	ア 太陽熱、風力、バイオマス、水力、その他の再生可能エネルギー供給設備の設置 イ ソーラーカーポートの設置
1 5	蓄電池の設置	自らが設置する又は設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備の設置
1 6	電気自動車・燃料電池自動車の普及促進	ア 電気自動車(ソーラーカーポートの導入と併せて行うものに限る)の導入 イ 電気自動車及び燃料電池自動車に係る燃料等供給設備の設置 ウ 自らが導入する又は導入した電気自動車及び燃料電池自動車に係るV2H充放電設備及び外部給電器の設置
1 7	省エネルギーの促進	ア 省エネルギーを図るための次の装置の設置及び改造 (ア) 燃料電池 (イ) コージェネレーション(熱電併給) (ウ) LED照明器具 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの (エ) 空調 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の品目ごとの判断の基準を満たすもの A エアコンディショナー

		<p>B ガスヒートポンプ式冷暖房機</p> <p>C 公共工事に係る資材として分類される品目のうち、空調用機器</p> <p>(オ) 変圧器</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの</p> <p>(カ) その他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ エネルギー管理システムの設置</p> <p>以下の機能を全て保有するものに限る</p> <p>(ア) エネルギーの計測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体、並びに対象機器等の30分以内の電力使用量を計測できること。 ・EMSの制御対象に電力以外のエネルギーが該当する場合は、事業所全体、並びに対象機器等の1か月以内の電力以外のエネルギー使用量が計測又は記録できること。 <p>(イ) 見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体、並びに対象機器等の30分以内の電力使用量等を閲覧できること。なお、WEBブラウザ経由での閲覧も可とする。 ・運用改善に資するデータを表示及び確認できること。 <p>(ウ) 対象設備の制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー及び需要電力（デマンド）の管理を目的とした対象機器の自動制御が行えること。 ・制御のために設定した目標を超える恐れがある場合に自動通知が行えること。 <p>(エ) データ保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての計測データ、入力データ及び制御履歴の13か月以上の保存ができること。 <p>ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p> <p>エ 建築物の屋上又は壁面の緑化工事</p> <p>オ 屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事</p>
18	未利用エネルギーの利用促進	<p>廃熱その他の未利用エネルギーの利用を図るためのエネルギー供給装置の設置</p>
19	メタン・代替フロ	<p>ア 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に定める温室効果ガスの削減を図るための装置の設置及び改造</p>

<p>ン等の温室効果ガス削減対策</p>	<p>イ 省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）の設置</p> <p>冷凍冷蔵庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）の設置</p> <p>ただし、「省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）」は、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドフルオロカーボン（HFC））ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものとする</p> <p>また、食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）には、ショーケースに使用されるものと同様のコンデンシングユニットを用いる冷凍・冷蔵保管庫用の省エネ型自然冷媒機器を含む</p> <p>ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
----------------------	--